

中国地方の防災に関する連絡会 運営要領（改正案）

（目 的）

第1条 広域かつ大規模な災害発生時に、関係防災機関による連携した災害対策を効果的に実施できるよう、平常時から各機関の情報共有及び施策の連携・調整を行うことにより、国民の生命、身体及び財産の保護に資する。

（構 成）

第2条 中国地方の防災に関する連絡会（以下「連絡会」という。）は、別表に掲げる中国地方の防災に係る機関（以下「会員」という。）をもって構成する。

- 2 会員が必要と認めたときは、新たに会員を追加することができる。
- 3 連絡会には、必要に応じて会員以外の関係者の出席を求めることができる。

（組 織）

第3条 連絡会には、会長及び副会長を置くものとし、会員の互選により選出する。

- 2 会長及び副会長の任期は2年間とし、再任は妨げない。

（活動内容）

第4条 連絡会は、次の各号に掲げる事項について活動する。

- 一 会員が保有する情報の提供及び会員が実施している防災対策に関する意見交換
- 二 災害の未然防止、被害の拡大防止及び復旧に向けた連携方策
- 三 会員が実施する訓練への相互参加
- 四 その他、必要となる事項

（幹事会・専門部会）

第5条 連絡会には、連絡会の円滑な運営及び活動を図るため、必要に応じて幹事会を置くことができる。幹事会は、会員が指名する者をもって構成する。

- 2 連絡会には、課題に応じて検討を行う専門部会を設けることができる。専門部会は、会員が指名する者をもって構成する。

（事務局）

第6条 連絡会の事務は、中国地方整備局企画部及び中国運輸局総務部において処理する。

（附 則）

この要領は、平成24年3月7日から運用する。

この要領は、平成24年11月13日から運用する。（会員の追加に伴う別表の改正）

この要領は、平成26年2月26日から運用する。（会員の変更等に伴う別表の改正）

この要領は、平成27年2月27日から運用する。（会員の組織変更等に伴う別表の改正）

別 表

<国の機関>

警察庁	中国管区警察局
総務省	中国総合通信局
厚生労働省	中国四国厚生局
農林水産省	中国四国農政局
経済産業省	中国四国産業局
	中国四国産業保安監督部
国土交通省	中国地方整備局
	中国運輸局
	大阪航空局
	国土地理院
	気象庁
	中国地方測量部
	広島地方気象台
	福岡管区気象台
	第六管区海上保安本部
	第七管区海上保安本部
	第八管区海上保安本部
環境省	中国四国地方環境事務所
防衛省	中国四国防衛局
	自衛隊広島地方協力本部
	陸上自衛隊第十三旅団
	海上自衛隊呉地方総監部

<地方自治体>

鳥取県	危機管理局 (※1)	県土整備部
島根県	防災部	土木部
岡山県	知事直轄	土木部
広島県	危機管理監 (※1)	土木局
山口県	総務部	土木建築部
岡山市	危機管理室	都市整備局
広島市	消防局	道路交通局

<公共機関>

(道 路)	西日本高速道路株式会社 中国支社
	本州四国連絡高速道路株式会社 しまなみ尾道管理センター
	広島県道路公社
	広島高速道路公社
(電 力)	中国電力株式会社
	電源開発株式会社 中国支社
(通 信)	西日本電信電話株式会社 中国事業本部
	株式会社NTTドコモ 中国支社
	KDDI株式会社 技術統括本部
	ソフトバンクモバイル株式会社
(運 輸)	西日本旅客鉄道株式会社
	日本貨物鉄道株式会社 関西支社
	中国地方鉄道協会
	中国バス協会
	中国ハイヤー・タクシー連合会
	中国トラック協会
	中国旅客船協会連合会
	中国地方海運組合連合会
	中国地方港運協会
	中国地方倉庫協会連合会
(ガ ス)	一般社団法人日本ガス協会 中国・四国部会
	一般社団法人日本コミュニティーガス協会 中国支部
	中国地区LPガス協会連合会
(石 油)	全国石油商業組合連合会 中国支部

※1：当面はオブザーバーとして参加。